

企画提案仕様書

1 委託業務の名称

令和7年度ベンチャーチャレンジ職員育成支援業務

2 趣旨

複雑・多様化する行政課題に対し、現場主義のもと、前例にとらわれず、民間団体等と連携して先進性のある施策提案を行うため、ベンチャーチャレンジ職員育成事業参加職員等（以下、「研究グループ」という。）との面談を通じ、進捗状況等を把握した上で、先進事例等の紹介や専門家派遣により研究活動を支援するとともに、フォローアップの実施を通じて研究活動を人材育成に繋げることを目的とする。

3 業務内容

（1）申請支援面談業務

ア 業務内容：参加を検討している職員に対して、面談を通じて申請に向けたテーマ設定や論点整理等に係る指導・助言を実施

イ 実施回数：計5回以上

ウ 実施日程：各相談者との調整により、決定すること

エ 備 考：
・面談を実施する場所は、原則、京都府庁（広域振興局等含む）とする。他の施設で実施する場合は、その使用料は、受託者負担とする。なお、オンライン面談も可とする。
・面談を実施する際は、申請に必要な助言・指導を行うとともに、可能な限り本事業への参加を促すこと。

（2）面談業務

ア 対 象：研究グループ 5グループ程度

イ 業務内容：研究の進捗状況等を把握するために、各研究グループと定期的に面談を実施

ウ 実施回数：各研究グループに各6回以上実施 1回あたり1時間程度を想定

エ 実施日程：各研究グループとの調整により、決定すること

オ 備 考：
・面談を実施する場所は、原則、京都府庁（広域振興局等含む）とする。他の施設で実施する場合は、その使用料は、受託者負担とする。なお、オンライン面談も可とする。

- ・各研究グループの研究内容や具体的な要望を把握し、積極的に（3）の業務や必要な助言を行うこと。
- ・研究グループからの面談依頼等には速やかに対応できるよう、相談体制を整備しておくこと。
- ・別途京都府が実施する審査会についても参加の上、同様の対応を行うこと。各研究グループ1回あたり1時間程度を想定

（3）先進事例調査等支援業務

ア 対 象：研究グループ 5グループ程度

イ 業務内容：各研究グループの研究テーマに関する専門家又は先進事例を紹介し、視察先（個人、

団体等) や視察行程の提案、専門家派遣に係る調整を含め、先進事例調査等に必要な支援を実施

ウ 実施回数：計2回以上（概ね全体のうち半数の研究グループに1回以上）

エ 実施日程：各研究グループ及び調査先との調整により、決定すること

オ 備 考：・専門家派遣を実施する場合の謝金、旅費、調整費は受託者負担とする。

・専門家派遣を実施する場所は、原則、京都府庁（広域振興局等含む）とする。他の施設で実施する場合は、その使用料は、受託者負担とする。なお、オンライン面談も可とする。

・（2）の業務を通じ、各研究グループの研究内容や具体的な要望を把握し、積極的に支援を実施すること。

（4）フォローアップ実施業務

ア 概 要：研究期間を通じた学びや自己の成長、反省点をふりかえり、今後の業務等に活かすためのフォローアップを実施

イ 業務内容：フォローアップの実施（準備、運営、各研究活動へのフィードバック）

ウ 実施日程：実施日及び会場については、京都府との調整により、決定すること。

エ 備 考：・京都府庁以外の施設で実施する場合の機器・会場使用料の他、実施に係る調整費は受託者負担とする。

・フォローアップについては、原則、研究成果報告会実施後に実施するものとするが、別日程での実施も可とする。

（5）PRコンテンツ作成業務

ア 内 容：府職員のベンチャーチャレンジ職員育成事業に対する理解を深めるとともに、応募意欲を高め、次年度以降の研究参加者数の増加に資するPRコンテンツを作成

イ 形 式：チラシ、動画、ポスター 等（いずれか1種類）

ウ 活用方法：次年度以降の募集案内（メール）や、府職員が参加する研修の会場におけるPR等

4 その他業務の履行に当たっての留意点

（1）本業務の実施に当たっては、京都府と必要な協議及び打ち合わせを十分に行い、その指示に従って業務を進めること。

（2）受託者が本業務を通じて作成した著作物に関する著作権（著作権法（昭和45年5月法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利を含む。）は、京都府に帰属するものとする。ただし、既に受託者が保有しているものが組み込まれている場合、当該著作物の著作権は、受託者に帰属する。この場合、受託者は京都府に対し当該著作物を使用するために必要な範囲で、当該著作物の利用を無償で承認すること。

（3）受託者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ京都府の承諾を得たときは、この限りではない。

（4）本業務を通じて取得した個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等に基づき、適正に管理し、取り扱うこと。

（5）その他本仕様書に定めのない事項については、京都府と協議して決定すること。